

社会福祉法人幸生会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸生会（以下「法人」という。）の役員及び評議員並びに委員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員 法人の理事及び監事をいう。

(2) 委員 法人の評議員選任・解任委員会の委員（事務局員を除く。）及び苦情解決制度の第三者委員をいう。

(理事の報酬)

第3条 理事の報酬は、次表のとおりとする。ただし、月の途中で就任又は退任したときは、日割りにより支給する。

| 区 分 | 月 額 |
|-----|---------|
| 理事長 | 50,000円 |
| 理 事 | 30,000円 |

2 法人の職員の身分を有する理事（以下「常勤理事」という。）については、職員の給与とは別に前項の報酬を支給する。

3 前2項に定めるもののほか、理事の報酬の支給等に関しては職員給与等支給規則を準用する。

(監事の報酬)

第4条 監事の報酬は、次表のとおりとする。

| 区 分 | 出席1回当たり |
|---------|---------|
| 監査 | 30,000円 |
| その他の会議等 | 10,000円 |

(評議員及び委員の報酬)

第5条 評議員及び委員の報酬は、会議等への出席1回当たり10,000円とする。

(費用弁償の支給)

第6条 役員、評議員及び委員（以下「役員等」という。）に対し、会議等に参加した場合は、費用弁償として出席1回当たり2,000円を支給する。ただし、常勤理事には支給しない。

(旅費の支給)

第7条 役員等（常勤理事を除く。）が理事長の命により出張する場合（会議等の場合を除く。）には、職員旅費規程に準じて旅費を支給する。ただし、旅費のうち日当については報酬が支給される場合は支給しない。

2 常勤理事の出張は、職員旅費規程を適用する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成28年12月15日制定）

（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（役員等費用弁償規程の廃止）

2 役員等費用弁償規程は廃止する。